

審 査 基 準 整 理 票

処分名	居宅介護福祉用具購入費の支給		
根拠法令名	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）	（条項）第 4 4 条第 1 項	
基準法令名	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）	（条項）第 8 条第 1 3 項、第 4 4 条	
	介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）	（条項）第 1 7 条	
	介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）	（条項）第 7 0 条、第 7 1 条、第 7 2 条、第 7 3 条	
所管部署	健康福祉部 介護保険課 給付係		
標準処理期間	4 5 日	法定処理期間	-
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>居宅介護福祉用具購入費の支給に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。</p> <p>なお、当該法令が記載された図書は、担当課において備え置く。</p> <p style="margin-top: 20px;">参 考</p> <p>【根拠法令】</p> <p>介護保険法 （居宅介護福祉用具購入費の支給）</p> <p>第四十四条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。</p> <p>2～7 略</p>			

介護保険法施行令

(居宅介護福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第十七条 法第四十四条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条第十三項に規定する特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該特定福祉用具の購入に係る居宅介護福祉用具購入費として支給するものとした場合における法第四十四条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

介護保険法施行規則

(居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合)

第七十条 居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。

2 略

(居宅介護福祉用具購入費の支給の申請)

第七十一条 居宅介護福祉用具購入費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る特定福祉用具の種目、商品名、製造事業者名及び販売事業者名
- 二 当該申請に係る特定福祉用具の購入に要した費用及び当該購入を行った年月日
- 三 当該申請に係る特定福祉用具が必要である理由

2～3 略

(居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間)

第七十二条 法第四十四条第四項の厚生労働省令で定める期間は、毎年四月一日からの十二月間(次条において「居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間」という。)とする。

(居宅介護福祉用具購入費の上限額の算定方法)

第七十三条 法第四十四条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額から、当該居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定介護予防福祉用具につき既に支給された法第五十六条第一項に規定するそれぞれの介護予防福祉用具購入費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。